

## ④ 災害関連支出の雑損控除の控除年分

**Q** : 昨年の暮、住居が火災にあい半焼しましたが、被災家屋の後片付け費用等は、今年の1月になってから支出しました。

ところで、この1月に支払った費用を、前年分の雑損控除の対象としてもよいでしょうか。

**A** : 前年分の雑損控除の対象とすることができます。

### 【解説】

雑損控除の対象となる災害等による損失には、その資産自体の災害等による損失のほか、被災資産の取壊しや除去のために支出した費用等の災害に付随する支出や災害等のやんだ日から1年以内に支出した原状回復のための費用等（資本的支出とされるもの及び資産について受ける損失の金額に相当する部分は除かれます）が含まれます。

これらの災害に関連して支出した費用の金額は、その支出をした日の属する年分の雑損控除の対象とするのが原則です。

ただし、災害等のあった年の翌年3月15日までに支出した金額については、その災害等のあった年分の雑損控除とすることもできます。

したがって、ご質問の場合、今年1月に支出した災害関連費用は、前年分の雑損控除の対象とすることができます。

